

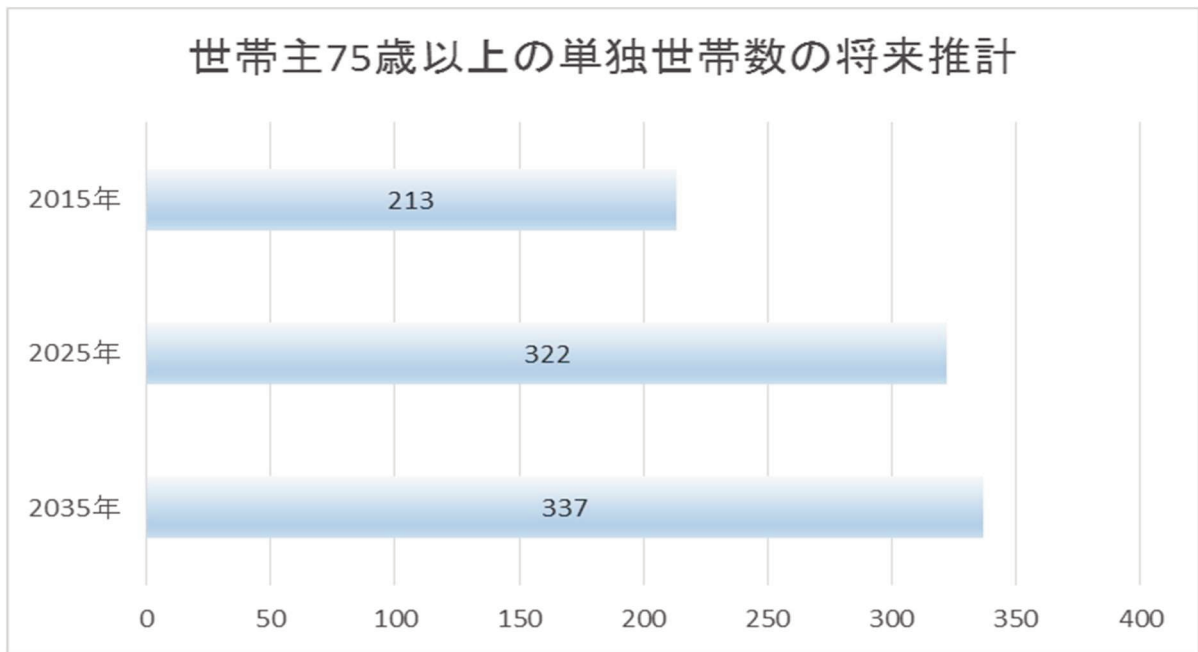
川崎市介護予防・日常生活支援総合事業
介護予防ケアマネジメントCについて

1. 背景

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、単身高齢者世帯や高齢夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、本市においても、今後、認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、公的な医療や介護サービスの提供範囲を超えた日常生活支援等を必要とする高齢者が増加していくことが見込まれます。

こうしたなか、地域包括ケアシステムを充実していくためには、介護保険等の社会保険制度や公的サービスである「共助」及び「公助」の充実はもちろんのこと、住民主体の活動等である「互助」のほか、市場サービスの購入等の「自助」の取組みを充実していく必要があると考えています。

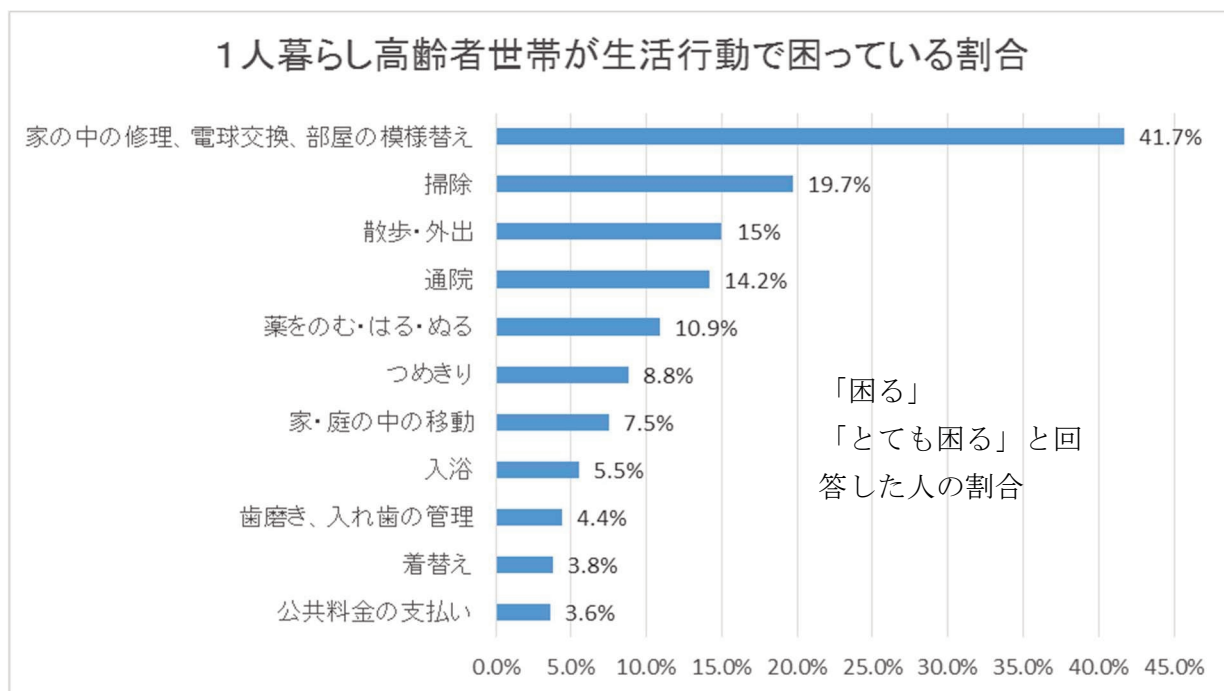
(1) 単身高齢者世帯の将来推計



出展：「日本の世帯数の将来推計（神奈川県）（2014年4月推計）」

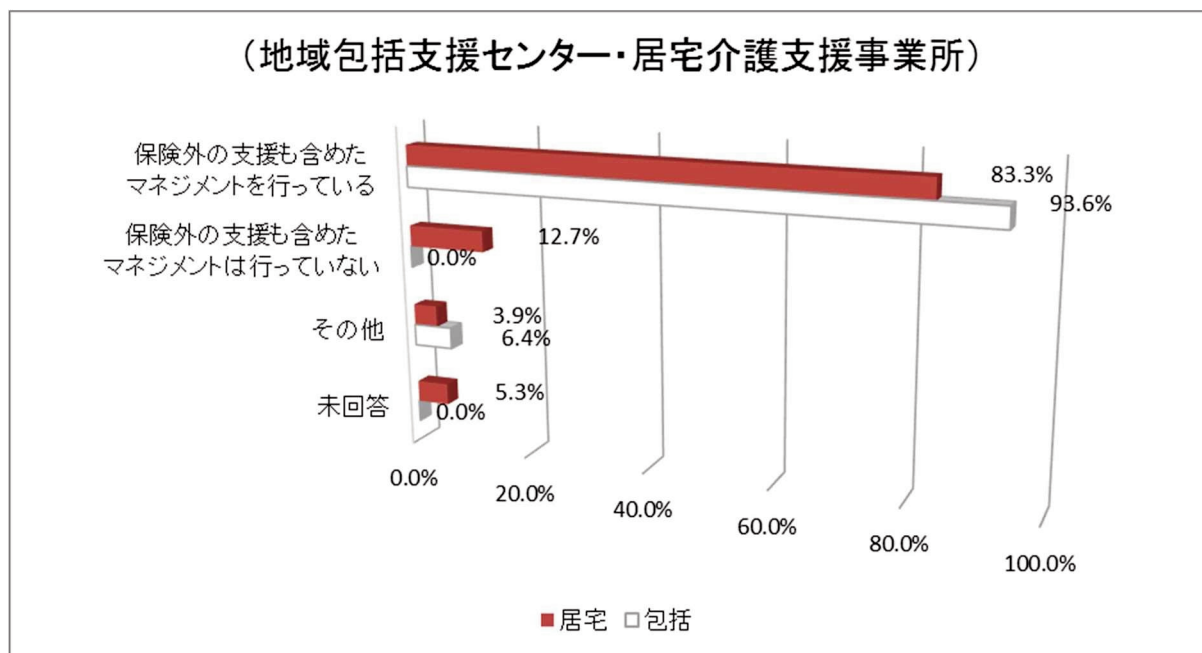
国立社会保障・人口問題研究所

(2) 一人暮らし高齢者世帯が生活行動で困っている割合



出展：「1人暮らし高齢者・高齢者世帯の生活課題とその方策方針に関する調査」
みずほ総研（平成23年度老人保健増進等事業）

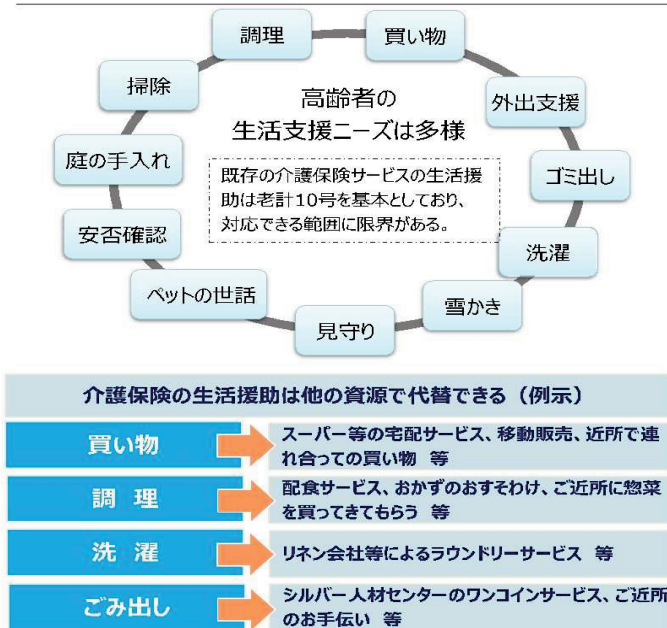
(3) 利用者（要支援・事業対象者）について、介護保険外による支援に係るマネジメント実施状況



平成29年3月川崎市総合事業アンケート調査（29年8月現在速報値）
※川崎市総合事業アンケート調査は、現在集計中です。

住民主体の生活支援サービスを無理に作りだそうとしても難しい。 民間資源も含め、まずは徹底してリソース探しとケアマネジメントの考え方の再整理を。

1. 在宅生活を支える基盤としての生活支援サービスの多様性



- ◎従来の介護保険の生活支援は、限定的
 - 介護保険における生活支援は、老計10号によって規定されており、基本的にその提供内容が限定的である。
- ◎生活支援ニーズは多様
 - 実際には、高齢者の生活支援ニーズは相当幅広い。たとえば、ペットが生きがいの高齢者にとっては、ペットの排泄の世話をしてくれるサービスや支援がQOLの観点からも必要だが、介護保険では対応できない。こうした多様なニーズに対応できる生活支援体制が必要。
- ◎民間サービスからご近所の互助まで
 - 生活支援は、介護保険の生活援助以外にも、たくさんのサービスや助け合いの中で提供可能だ。ご近所でごみ出しを手伝うといったことから、スーパーの宅配サービスまで探してみると幅広い。
- ◎専門職でなくてもできることはたくさんある
 - 人口が減少していく中で、専門職はより中重度者のケアにシフトしていく。これまで介護職が対応してきたことであっても、専門性を問わないものであれば民間や地域住民の互助で対応していかなければ、増加しつつある在宅介護のニーズに対応できなくなってしまう。

2. 川崎市の取組み

(1) ケアマネジメントツール～地域資源のつなぎ方～の作成

地域での暮らしを支えるケアマネジメントの実現に向けて、川崎市、地域包括支援センター、川崎市介護支援専門員連絡会の協働で、「地域資源のつなぎ方」をテーマとしたケアマネジメントツールを策定しました。



(2) 川崎市生活支援等サービスの情報公表

地域包括ケアシステムにおける「自助」を支える取組みのひとつとして、市内に存在する民間企業等が行っている生活支援等に資するサービスの情報について、ウェブサイトを活用した「見える化」の取組みを開始しました。



(3) 川崎市いこい元気広場事業

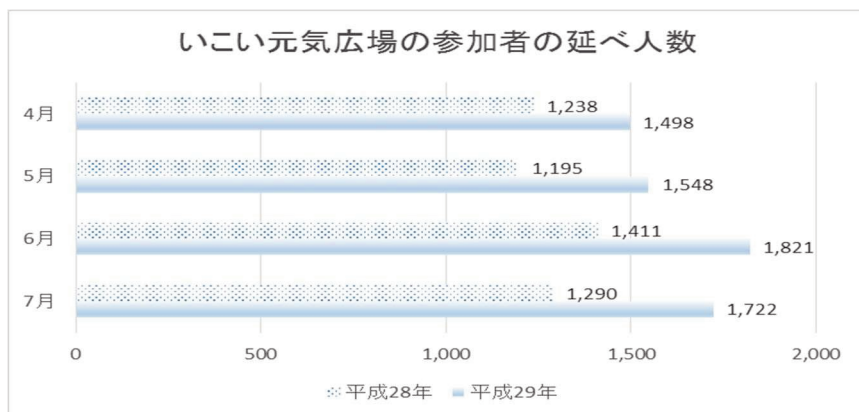
川崎市内 48 箇所のいこいの家で、毎週 1 回、専門の指導員による転ばない体づくりのための体操や、介護予防・健康づくりに役立つミニ講座を実施しています。

【平成 29 年度から参加可能期間が変更となっています】

	参加可能期間	
	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援認定者及び事業対象者	6 か月間	→ 再参加可能
認定を受けていない 65 歳以上の者	6 か月間	→ 6 か月間※

※川崎市いこい元気広場事業を卒業した方が、お友達等を紹介しその方と一緒に通う場合は、その期間において再参加可能。

(参考：いこい元気広場事業利用者 延べ人数比較 (平成 28—29 年度))



3. 新たな報酬について

利用者が住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう、地域包括支援センター等において、公的な介護サービス等の提供範囲を超えた日常生活支援等を必要とする利用者の自立に向けた目標の達成のため、民間企業等の保険外のサービス利用を含めたケアマネジメントを実施した場合、そのアセスメント等のプロセスを評価し、総合事業の介護予防ケアマネジメント費（介護予防ケアマネジメントC）を支払う。

（1）実施方法

ア 対象者 要支援者・事業対象者

イ 名称 インフォーマル加算

ウ 単位数 300単位

エ 対象となる保険外のサービス等（以下、「保険外サービス等」という）

ア) 川崎市生活支援サービス等情報公表に掲載されているサービス

イ) 川崎市いこい元気広場事業

オ 算定条件

ア) 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合で、保険外サービス等も含めた介護予防サービス支援計画の作成を行っている場合、所定単位数を初回加算に加えて「インフォーマル加算」算定することができる。

（契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二か月以上経過した後、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む）

イ) 「要介護者」が「要支援認定」または「事業対象者」の判定を受け、介護予防ケアマネジメントを実施する場合、所定単位数を初回加算に加えて「インフォーマル加算」算定することができる。

ただし、次のいずれかに該当する場合は算定することができない

① 初回加算に加えて「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」を算定する場合

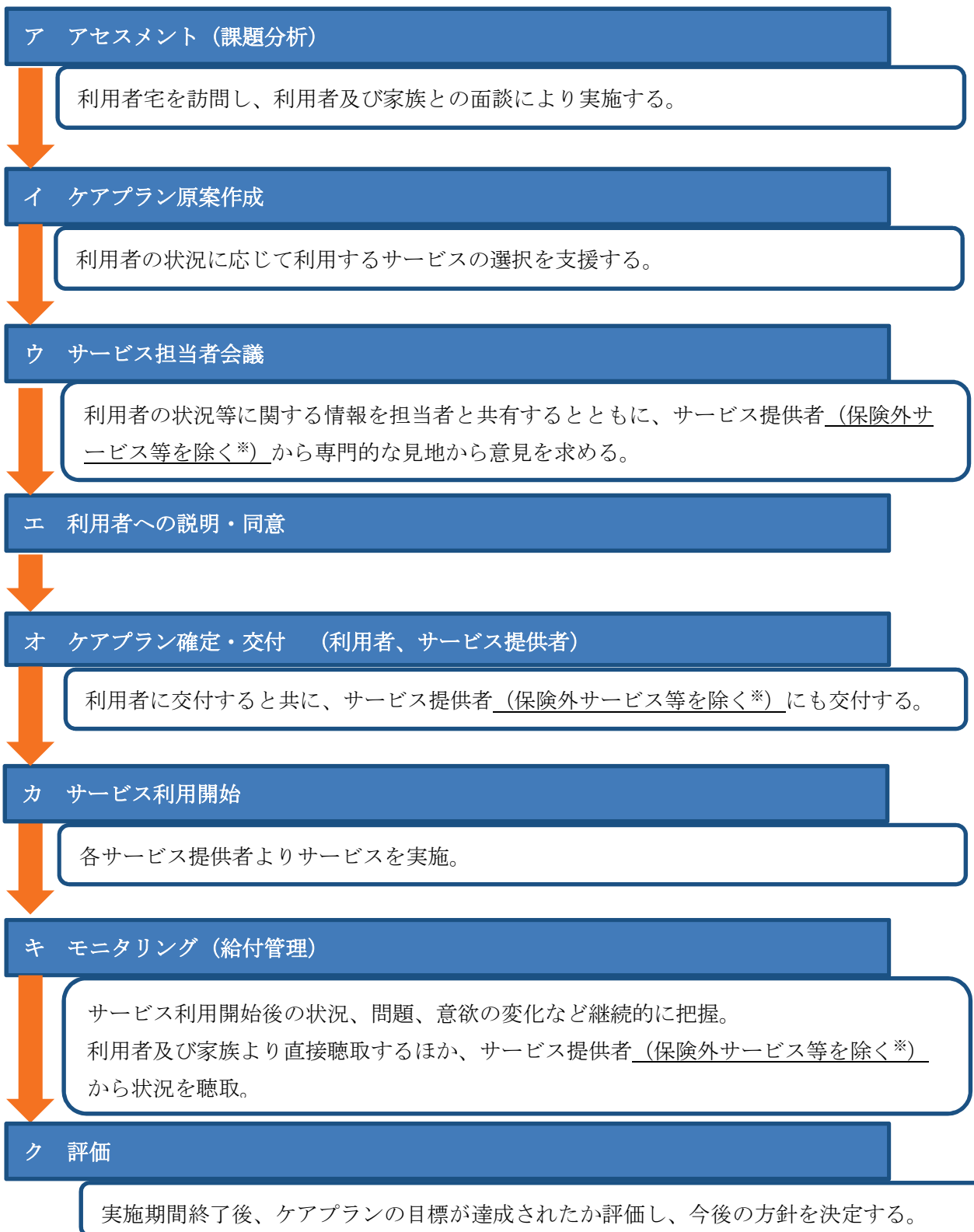
② 介護予防福祉用具貸与等、提供月に介護予防給付が含まれる場合の「介護予防支援費」として請求する場合

（2）介護予防ケアマネジメント実施について

ア 基本的な考え方

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。

【参考】ケアマネジメントのプロセスについて、平成27年6月5日介護保険最新情報 Vol. 484 5の実施の手順についてを一部修正。



※サービス担当者会議・ケアプランの交付・モニタリングについて、保険外サービス等については介護保険法に基づく指定事業者ではないため、必ずしも行うものではありません。

イ インフォーマル加算を算定する場合の介護予防サービス・支援計画書記載項目

《ポイント》

インフォーマル加算を算定するために、介護予防サービス・支援計画書の「サービス種別」「事業所」の欄に次の3点を記載してください。

①サービス種別

「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に掲載のサービスカテゴリを記載してください。

②事業所

「川崎市生活支援等サービスの情報公表」掲載の企業等の名称及び「K」から始まる掲載管理番号を記載してください。

【介護予防サービス・支援計画書に記載する3点の掲載場所の画面例】

URL: <http://kana.rakuraku.or.jp/rsrc/141305/index/tag/>

川崎市生活支援等サービスの情報公表

ホーム > 川崎市 > 川崎市幸区 > 種別から探す

種別から探す | 地図から探す | 川崎市からのお知らせ

生活支援サービス

自宅に来てくれるサービス

家事支援サービス (サービス種別)

高齢者のご自宅にて、買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援するサービスです。

配食サービス

バランスの良い食事を定期的に高齢者のご自宅まで届けるサービスです。

見守りサービス

高齢者の安否確認（緊急時に通報できるサービス含む。）や見守りを行うサービスです。

川崎市生活支援等サービスの情報公表

ホーム > 川崎市 > 川崎市幸区 > 種別から探す > 家事支援 > ペンリー川崎

ペンリー川崎 (事業所名称)

家事支援以外にもサービスを実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

掲載管理番号: **KS1703510003** (更新日: 2017-03-23)

対象者	どなたでもご利用可能。
対象エリア	川崎市全域
対象エリア（備考）	24時間対応可能
サービス内容	買い物代行、洗濯、調理等家事全般

ウ インフォーマル加算を算定する場合の介護予防サービス・支援計画書記載例

【記入例①】

「自炊経験が乏しく料理を作れない利用者のため、偏食により体力が低下し外出の機会が減少している。そのため、調理をヘルパーと練習し、調理の習慣化までのつなぎとして配食サービスを利用する。」という目的のもと、介護予防訪問サービスと配食サービスを利用するケース。

支援計画				
本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（民間サービス）	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別	事業所（利用先）	期間
料理が作れないため、配食サービスを利用し、バランスのいい食事を定期的にとれるようにする。	塩分を控えた献立や調理方法を紹介し一緒に作る。	介護予防訪問サービス	●●ヘルパー ステーション	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日 週 60 分以下
		<u>配食サービス</u>	<u>○▲弁当</u> <u>KS1705000039</u>	

【記入例②】

「1人で買い物にいけるようになりたいが、歩行時にふらつきがみられ、転倒の危険がある。そのため、転ばずに移動できるようにするための体づくりを行うとともに、ふらつきがなくなるまで、ヘルパーと同行し買い物に行く。」という目的のもと、介護予防訪問サービスといこい元気広場を利用するケース。

支援計画				
本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（民間サービス）	介護保険サービス又は地域支援事業（総合事業のサービス）	サービス種別	事業所（利用先）	期間
転ばずに移動できるようにするため、体づくりの体操を行う。	安全に外出できるまで買い物に同行する。	介護予防訪問サービス	●●ヘルパー ステーション	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 週 60 分以下
		<u>いこい元気広場</u>	<u>○▲いこい元 気広場</u> <u>KI0005000001</u>	

(3) 請求について

「インフォーマル加算」については、現在も使用している介護予防マネジメント費入力ソフトにて請求を行います。

ア 費用コードについて

費用コード		単位数
1001	介護予防ケアマネジメントA	430
1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	730
1003	介護予防ケアマネジメントA・連携	730
1004	介護予防ケアマネジメントA・初回・連携	1030
1201	介護予防ケアマネジメントC	1030

単価数の内訳

1030単位（介護予防ケアマネジメントC）

= 430単位（基本報酬） + 300単位（初回加算） + 300単位（インフォーマル加算）

※費用コード1201介護予防ケアマネジメントCについて、1030単位で追加をお願いします。

※費用コード1201介護予防ケアマネジメントCについて、既に300単位で登録している場合、1030単位に修正をお願いします。

※住所地特例対象者については、平成30年度以降算定可能となるよう調整中です。

イ 費用コードの設定方法

【別紙参照】介護予防ケアマネジメント費入力ソフトマニュアル 別冊1 (Ver.2.1.0)P15 参照

または、以下をご覧ください。

現在位置: [トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [事業者入口](#) > [地域包括支援センター\(指定介護予防支援事業者の方へ\)](#) > [介護予防ケアマネジメント費の請求関係](#)

介護予防ケアマネジメント費の請求関係

2017年2月27日

■ 介護予防ケアマネジメント費入力ソフト バージョンアップのお知らせ

この度、神奈川県国民健康保険団体連合会より、介護予防ケアマネジメント費入力ソフトのバージョンアップ(機能拡充)に関する通知がありました。つきましては、次のおりセットアップファイルと改定したマニュアル等を掲載いたしますので、内容ご確認の上、バージョンアップ作業を進めてくださいますようお願いいたします。

- (0) 介護予防ケアマネジメント費入力ソフトの機能拡充について(PDF形式、2.97MB)
- (1) 「HGS_SETUP.exe」入力ソフトインストールプログラム(EXE形式、17.00KB)
- (2) 「setup_hgs01.ms」入力ソフトインストールプログラム(MS形式、773.50KB)
- (3) 介護予防ケアマネジメント費入力ソフトマニュアル 別冊1【更新版 Ver.2.1.0】(PDF形式、3.12MB)

地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者の方へ)

- 介護予防ケアマネジメント費の請求関係
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する契約
- 地域包括支援センターのページ
- 川崎市電子申請システム

サンキューコールかわさき
044-200-3939
(市政に関するお問合せ・ご相談)
よくある質問(FAQ)

電子申請(ネット窓口かわさき)

市役所

4. 介護予防ケアマネジメントC Q&A

問1 「川崎市生活支援等サービスの情報公表」(ウェブサイト)には、どのような情報が掲載されているのか。

市内に存在する民間企業等が行っている生活支援等に資するサービスの情報について、法人等からの届出内容にもとづき掲載しています。

なお、この情報は、「自助」を支える取組みのひとつとして、地域に多様に存在するインフォーマルサービスの情報提供を目的とするものであって、市がサービス内容を保証したり、利用を推奨するものではありません。

また、市では掲載規約を定め規約の遵守について書面で同意を求める等、情報の質の担保に努めています。

規約では、掲載できない業種又は業者(第6条第1号~18号)、掲載基準(第7条第1号~9号)、応募手続き(第8条)、応募条件(第10条)、禁止行為と責任(第11条)、免責事項(第18条)等を定め、虚偽やその可能性があると市が判断した場合等、掲載を不承認あるいは掲載を取り消すことができるものとしています。

問2 「川崎市生活支援等サービスの情報公表」(ウェブサイト)に掲載するにはどのような手続きが必要か。

川崎市のホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000081938.html>)にウェブサイト掲載に必要な「情報シート」や「掲載規約」を掲載しております。

「掲載規約」に同意いただける法人等で、市内に店舗や事業所が存在し高齢者も利用できる「生活支援等サービス」を現在実施しているサービスであれば、応募は可能となりますので、地域に該当しそうな店舗や事業所がございましたら、ぜひ当ウェブサイトの御紹介をお願いいたします。

なお、提出された情報シートについて、川崎市において掲載可否の審査のうえ掲載いたします。情報掲載についての詳細は、川崎市ホームページまたは専用ナビダイヤル(0570-040-114)を御活用ください。

問3 情報シートを送付してから、ウェブサイトに掲載までにどのくらいの期間が必要か。

情報シート到達後、内容確認やデータ化等、ウェブサイトへの掲載に要する期間として、概ね1か月程度の期間を頂戴しております。

なお、記載内容において必須項目の確認等によっては、1か月以上の期間を要する場合がございますので御了承ください。

問4 インフォーマル加算については、「川崎市生活支援等サービスの情報公表」(ウェブサイト)に掲載しているサービスしか算定できないのか。

貴見のとおりです。

報酬として支払うにあたって、算定したサービスの存在確認の必要があることから、インフォーマル加算を算定する場合においては、「川崎市生活支援等サービスの情報公表」(ウェブサイト)に掲載されているサービスに限定させていただいております。

なお、市内に店舗や事業所が存在し高齢者も利用できる「生活支援等サービス」を現在実施しているサービスであれば、応募は可能となりますので、地域に該当しそうな店舗や事業所がございましたら、ぜひ当ウェブサイトの御紹介をお願いいたします。

問5 支給限度額管理対象の予防給付の利用がある場合は(介護予防支援費となる場合)、インフォーマル加算の算定できないという理解でよいか。

貴見のとおりです。

インフォーマル加算については、総合事業におけるケアマネジメントCとして実施する本市独自の介護予防ケアマネジメント費となります。

提供月において、支給限度額管理対象の予防給付(福祉用具や訪問看護等)の利用がある場合で「介護予防支援費」として請求する場合は、インフォーマル加算の算定はできません。

問6 介護予防サービス支援計画を再度作成する際にインフォーマルサービスを位置付けた場合や、別のインフォーマルサービスを追加した場合もインフォーマル加算の算定は可能か。

新規に介護予防ケアマネジメントを実施した際にインフォーマル加算を算定した以降の、算定要件については、初回加算同様『契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二か月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合』等となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は算定することはできませんので御注意ください。

- ①初回加算に加えて「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」を算定する場合
- ②介護予防福祉用具貸与等、提供月に介護予防給付が含まれる場合の「介護予防支援費」として請求する場合

問7 インフォーマル加算を算定する場合、サービス担当者会議の開催においてインフォーマルサービスを実施する店舗や企業等の担当者も参加してもらう必要があるか。

インフォーマル加算については、地域包括支援センター等において、公的な介護サービス等の提供範囲を超えた日常生活支援等を必要とする利用者の自立に向けた目標の達成のため、民間企業等の保険外のサービス利用を含めたケアマネジメントを実施した場合、そのアセスメント等のプロセスを報酬で評価するものです。

「第1号介護予防ケアマネジメント」におけるサービス担当者会議等による専門的意見の聴取について、インフォーマルサービスを実施する企業等の担当者については必ずしも参加を求めるものではありません。

問8 インフォーマル加算を算定する場合、給付管理票への記載は必要か。

インフォーマル加算の対象となる保険外サービス等は、指定事業者（第1号事業）のサービスではないため、給付管理票への記載の必要はありません。

問9 「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に掲載している企業等のみを介護予防サービス・支援計画に位置づけた場合、インフォーマル加算の算定は可能か。

「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に掲載している保険外サービス等のみを介護予防サービス・支援計画に位置づけた場合は、インフォーマル加算の算定はできません。

インフォーマル加算は、総合事業における介護予防ケアマネジメントとして実施するもので、総合事業による訪問型または通所型サービスに加え、市内民間企業等の保険外サービス等を含めたマネジメントを実施した場合のプロセスを報酬として評価するものとなります。